

国内クレジット認証委員会規程

(平成23年5月30日現在)

第1号. 国内クレジット認証委員会の議事の公開等について

(平成20年11月7日 第1回国内クレジット認証委員会)

第1号の2. 国内クレジット認証委員会委員が書面の提出により 委員会の議決に加わる方法について

(平成22年1月18日 第9回国内クレジット認証委員会)

第2号. 審査機関の登録要件に係る判断基準について

(平成20年11月7日 第1回国内クレジット認証委員会)

第3号. 今後の排出削減方法論の承認手続きについて

(平成21年1月21日 第2回国内クレジット認証委員会)

第3号の2. ベースラインで想定する標準的な機器の考え方について

(平成22年8月2日 第14回国内クレジット認証委員会)

第4号. 排出削減事業の承認要件における追加性の考え方について

(平成21年4月15日 第3回国内クレジット認証委員会)

第4号の2. 排出削減事業の承認等における確認・報告事項等につ いて

(平成22年1月18日 第9回国内クレジット認証委員会)

第4号の3. 個々に独立した小規模な排出削減事業に対するバンド リングについて

(平成22年2月19日 第10回国内クレジット認証委員会)

第4号の4. 承認排出削減事業の変更に係る取扱いについて

(平成22年3月26日 第11回国内クレジット認証委員会)

第4号の5. 排出削減事業の承認等における設備導入に係る補助金
相当分の取扱いについて

(平成22年8月2日 第14回国内クレジット認証委員会)

第4号の6. バンドリングによる排出削減事業のモニタリングにお
けるサンプリング手法に関する考え方について

(平成23年5月30日 第19回国内クレジット認証委員会)

第5号. 承認排出削減事業及び実績報告書等の情報の公開について

(平成21年4月15日 第3回国内クレジット認証委員会)

第6号. 国内クレジットの認証における確認事項

(平成21年6月19日 第5回国内クレジット認証委員会)

第7号. 国内クレジットの管理について

(平成21年6月19日 第5回国内クレジット認証委員会)

国内クレジット認証委員会規程 第1号

国内クレジット認証委員会の議事の公開等について

1. 議事の公開

国内クレジット制度（国内排出削減量認証制度）運営規則（平成20年10月21日施行）に基づき、国内クレジット認証委員会（以下「委員会」という。）の議事は、原則として公開する。公開の方法は、委員長が決定する。なお、特別の事情により委員長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

2. 委員会の議決事項及び議事要旨の公開

- (1) 委員会で議決された事項については、その内容を公開するものとする。
- (2) 委員会の議事要旨は、会議の都度作成し、公開するものとする。

3. 委員会の資料の公開

- (1) 委員会の資料については、公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合その他委員長が認める場合を除いて、原則として公開するものとする。
- (2) なお、事業者から提出された資料は、当該情報提供者の同意に基づいて、公開するものとする。

国内クレジット認証委員会規程 第 1 号の 2

国内クレジット認証委員会委員が 書面の提出により委員会の議決に加わる方法について

国内クレジット認証委員会（以下「委員会」という。）において、国内クレジット制度（国内排出削減量認証制度）運営規則（平成 20 年 10 月 21 日施行）（以下「運営規則」という。）第 2 章 4 に基づき、国内クレジット認証委員会委員（以下「委員」という。）が書面の提出により、委員会の議決に加わるための手続きを以下の通り明確化する。

1. 委員会への出席が困難な委員は、国内クレジット認証委員会委員長の了承を得て、書面の提出により、委員会の議決に加わることができる。
2. 上記 1. の規定により、委員が書面の提出により委員会の議決に加わった場合は、当該委員の数を委員会の議決に加わった出席委員の数に加える。

国内クレジット認証委員会規程 第 2 号

審査機関の登録要件に係る判断基準について

本文書は、国内クレジット制度（国内排出削減量認証制度）運営規則（平成 20 年 10 月 21 日施行。以下、「運営規則」という。）に基づき、事業者等から審査機関の登録申請について、運営規則第 3 章に規定する諸要件に照らして、その適合の可否を判断するための具体的な基準をまとめたものである。（なお、本文書の用語の定義は、本文書で定めるもののほか運営規則の例による。）

1. 法人であること（運営規則第 3 章 3. ①イ関係）

本要件については、本邦法人にあっては、本邦の法令に基づき設立された法人・団体であること、又は、外国法人にあっては、日本における代表者を定め、登記を行っていることを、当該法人の全部事項証明書等によって確認する。

2. 人的構成に照らして、審査業務を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有していること（運営規則第 3 章 3. ①ロ関係）

本要件については、人的構成に照らして、以下の全ての事項を具備していることを確認する。

(1) 国内クレジット制度について十分な理解を有していること（運営規則第 3 章 3. ②イ関係）

本事項は、運営規則、排出削減方法論その他国内クレジット制度に関する事項について、最新の情報に基づき、十分に理解をしているということをいい、審査又は実績確認に従事する者又は従事を予定する者（以下、「審査従事者」という。）の教育研修の計画及び記録等によって確認する。

(2) 排出削減事業の審査及び排出削減量の実績の確認に係る技能を有していること（運営規則第 3 章 3. ②ロ関係）

本事項は、審査及び実績確認の対象となる排出削減事業の技術の特性、追加性の証明、排出削減方法論の適用等を理解し、必要な審査手続又は実績確認の手続を適用しうる能力をいい、審査及び実績確認又はこれらに関連する業務に係る教育研修及び業務経験の記録によって確認する。

(3) 審査対象となる排出削減事業の技術、測定対象となる温室効果ガスの定量化及び計測に関する専門技術を備えていること（運営規則第 3 章 3. ②ハ関係）

本事項は、排出削減事業に適用される排出削減方法論に規定される技術の内容を理解し、温室効果ガス排出原因となる活動を特定して、その排出量を定量化及び計測する方法を理解して用いることができることをいい、審査従事者の当該技術に関連する資格や業務経験によって確認する。

- (4) 審査又は実績確認もしくはこれらに関連する経験を有していること
(運営規則第3章3. ②ニ関係)

本事項は、審査又は実績確認に従事した経験のほか、温室効果ガスの排出削減事業の評価に関する経験を有していることをいい、これらに関する業務経験を記載した審査従事者の記録によって確認する。

なお、人的構成に照らして本要件を継続的に充足するため、審査従事者の教育・研修や業務経験に関する最新の記録保持に関する手順等、適切な管理活動のための審査従事者の管理体制について、規則、規定その他当該法人が定めた文書（以下、「社内規定等」という）によって確認する。

3. 業務運営において中立性・公正性が確保されていること(運営規則第3章3. ①ハ関係)

本要件は、審査活動における公正性の重視に関する方針の設定、各審査従事者の公正な活動を保証する社内規定等や契約が整備されていることをいい、申請者の管理方針の内容、文書管理、内部管理、是正措置及び予防処置に関する体制の整備状況によって確認する。

4. 審査において知り得た秘密について、当該秘密の性質に応じてこれを適切に保持するための取扱いの方法を定めていること(運営規則第3章3. ①ニ関係)

本要件は、秘密情報の安全な取扱いを確保するため、情報管理に関する社内規定等及びその運営状況によって確認する。

5. 業務に関する苦情の取扱いについて定めていること(運営規則第3章3. ①ホ関係)

本要件については、審査活動及び表明した意見に関して、異議申立又は苦情に適切に対応するための手順、方法の整備状況によって確認する。

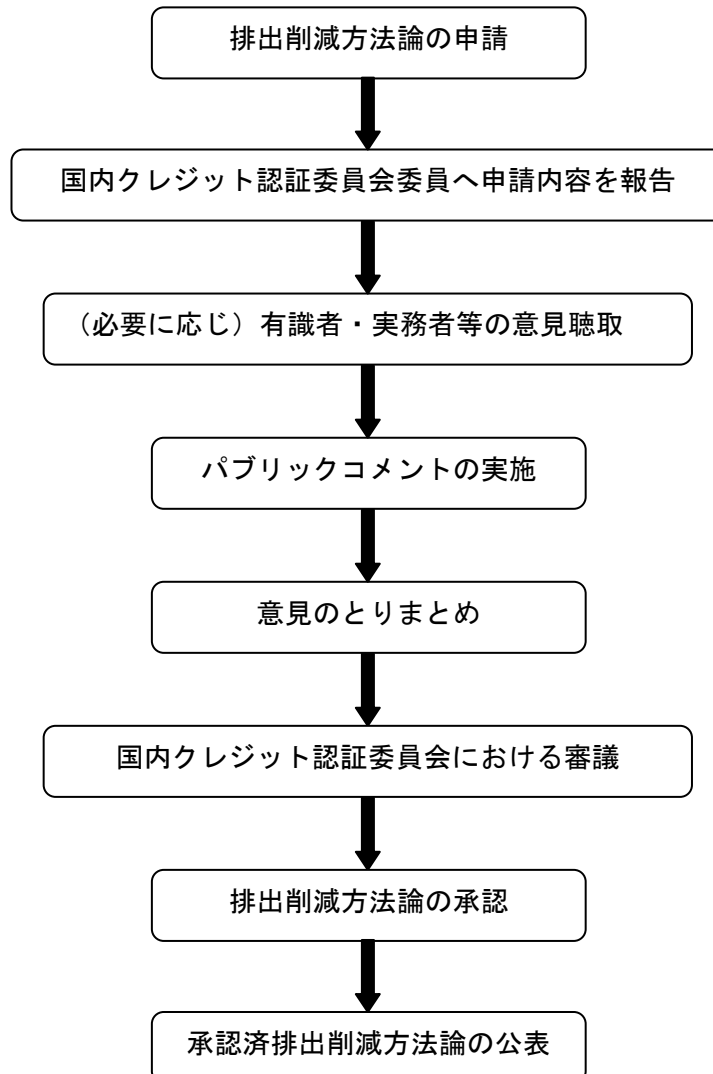
6. 登録の申請に係る事業者の事業を実質的に支配している者その他の当該登録の申請に係る事業者と著しい利害関係を有する事業者について、審査及び実績確認を行わないこと(運営規則第3章3. ①ヘ関係)

著しい利害関係を有するとは、排出削減事業者が、審査機関との間に資本的な支配関係があること、審査機関の意思決定機関を人的に支配しているなどをいう。本要件は、著しい利害関係がある事業者に対する審査又は実績確認は、審査機関の意思決定に影響を与えるおそれがあることから行わないことをいい、審査活動上で生じ得る利害相反の状況を識別しうる体制について、社内規定等及びその運用状況によって確認する。

国内クレジット認証委員会規程 第 3 号

今後の排出削減方法論の承認手続きについて

1. 排出削減方法論承認申請書を事務局が提出を受けたときには、遅滞なく国内クレジット認証委員会委員へ申請内容を報告
2. 排出削減方法論の内容が専門的な場合など、必要に応じ、有識者・実務者等の意見聴取を行い、排出削減方法論（案）に係る所要の調整を実施
3. 排出削減方法論（案）についてパブリックコメントを募集
4. パブリックコメント募集後、意見のとりまとめを行い、国内クレジット認証委員会において審議

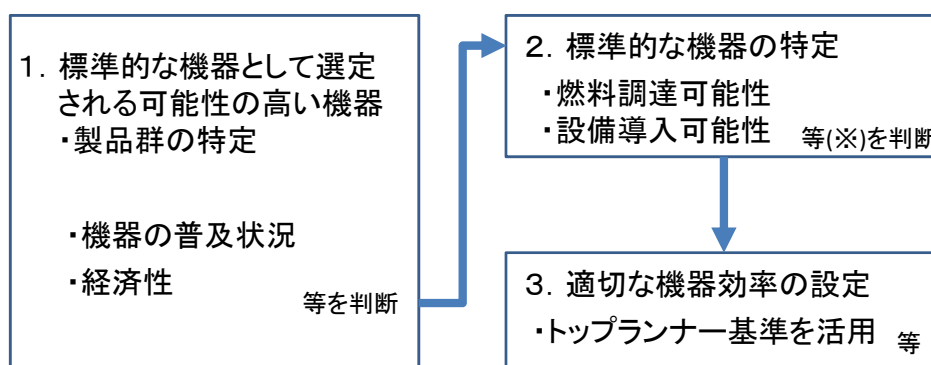


国内クレジット認証委員会規程 第 3 号の 2

ベースラインで想定する標準的な機器の考え方について

既存設備を有しない設備新設タイプの事業に対する方法論（以下「新設方法論」という。）については、以下の 1～3 の手続や考え方を踏まえて、ベースラインとして想定する標準的な機器の選定を行うものとする。

1. 実際に新設される機器及び当該機器を代替し得る機器の普及状況や経済性等を踏まえて、一般論として、標準的な機器として選定される可能性の高い機器・製品群について特定する。
2. 1. で特定した機器・製品群に対して、排出削減事業の実施地域・気候、機器の導入目的・用途、事業規模、燃料の調達可能性及び機器の導入可能性等様々な要因について、排出削減事業の内容を踏まえケースバイケースで判断を行い、標準的な機器を特定する。
3. 標準的な機器の効率については、認証されるクレジット量へ直接的に影響すること等も踏まえ、実体とあまりにもかけ離れたものや、排出削減量を意図的に増加させるようなものとならないよう、トップランナー基準を活用する（別紙参照）等、足下の市場・技術動向や技術進展のすう勢等を踏まえつつ、また一方で、簡易な手続により対応可能であるような適切な方法により設定する。



※上記のほか、事業内容、地域、気候、機器の導入目的・用途事業規模等を踏まえ、ケースバイケースで具体的に判断

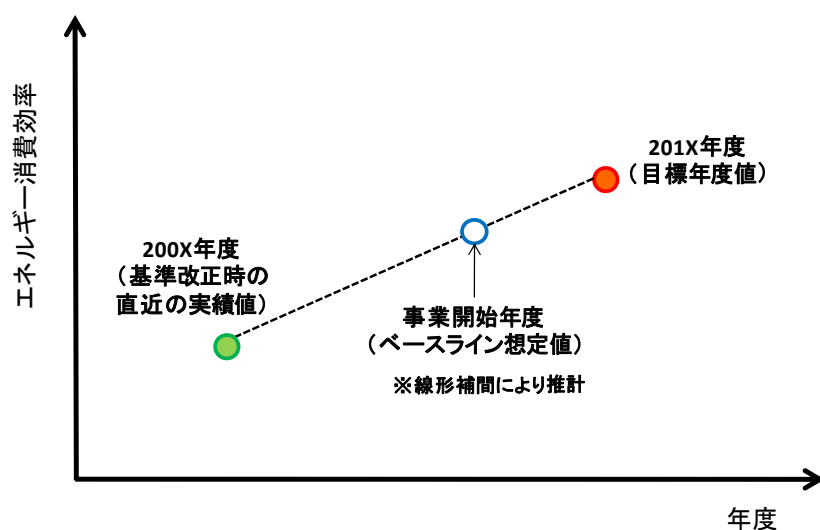
トップランナー基準を活用した標準的な機器の効率の考え方

標準的な機器がトップランナー基準対象機器である場合、標準的な機器の効率については、以下の考え方に基づいて設定を行うことができるものとする。

(1) 技術進展のすう勢がある場合

- ・ 目標年度のエネルギー消費効率を、ベースラインとして想定する標準的な機器の効率とする。
- ・ 他方、機器によっては、目標年度のエネルギー消費効率を達成した製品が限定的となる場合も考えられ、基準改正時の直近年度のエネルギー消費効率の実績値（出荷台数での加重調和平均値等）が評価されている場合、当該年度と目標年度のエネルギー消費効率の線形補間により、事業開始年度のエネルギー消費効率を推計し、これをベースラインとして想定する標準的な機器の効率とすることもできるものとする。

※エアコン（家庭用直吹き型で壁掛け型：2010年度、それ以外：2012年度）、自動車（2010年度）等が該当する。



トップランナー基準を利用した線形補間による
標準的な機器効率の想定

(2) 技術進展のすう勢がない場合

- ・ 目標年度が事業開始年度より前の場合等が該当する。
- ・ 目標年度のエネルギー消費効率を、ベースラインとして想定する標準的な機器の効率とする。

※石油・ガストーブ（2006年度）、石油・ガス温水機器（2006年度）等が該当する。

※原則、事業申請時の直近において改正されたトップランナー基準を活用すること。

国内クレジット認証委員会規程 第 4 号

排出削減事業の承認要件における追加性の考え方について

国内クレジット制度に関する排出削減事業の承認要件の一つである「追加性」については、

1. 京都メカニズムクレジット（小規模 CDM）に係る事業の認証状況（認証基準としての「投資障壁」の採用状況）
2. 排出削減事業者たる中小企業等の利便性確保（導入される排出削減設備の「投資回収年数」など簡便な指標の選択）
3. 実際に中小企業が導入した排出削減設備の「投資回収年数」の状況等（各種調査・研究等による「不採算性」に係る目安の確認）

などを踏まえ、各排出削減事業に係る「追加性」の有無については、当該事業において導入される排出削減設備の「投資回収年数」が、概ね 3 年以上か否かを、判断の目安とする。

ただし、その際には、排出削減事業者の業種、排出削減設備の種類等の当該事業の固有の事情や、燃料価格やクレジット価格の変動等も、十分考慮することとする。

また、設備投資を伴わず「投資回収年数」の観点では「追加性」が判断できない排出削減事業に係る方法論や、「投資回収年数」以外の障壁を有する再生可能エネルギーを利用する方法論等については、小規模 CDM における障壁の考え方も参考にしつつ、個別の承認排出削減方法論において別途「追加性」の判断方法について定めることとする。

国内クレジット認証委員会規程 第 4 号の 2

排出削減事業の承認等における確認・報告事項等について

国内クレジット認証委員会（以下、「委員会」という。）は、排出削減事業の承認等にあたっては、国内クレジット制度（国内排出削減量認証制度）運営規則（平成 20 年 10 月 21 日施行）（以下「運営規則」という。）、排出削減方法論、国内クレジット認証委員会規程第 4 号に定めるものの他、以下の事項についても、審査機関・審査員からの報告を受け、又は、委員会の審査を行うこととする。

1. フロン類を含む機器の廃棄に伴うリーケージ排出量の把握のための確認・報告事項について

審査機関・審査員は、空調設備、ヒートポンプ等、冷媒としてフロン類（CFC、HCFC、HFC）を使用している機器の廃棄に伴う排出削減事業においては、リーケージ排出量の把握のため、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）に定める引取証明書等を確認することにより、同法第 19 条に規定する第一種特定製品廃棄等実施者に国内クレジット制度の排出削減事業者が該当する場合において、フロン類の適法な回収義務が履行されていることを確認することとする。本確認は、排出削減事業の審査又は、排出削減実績確認の段階で実施し、委員会はその確認結果について報告を受ける。

2. 購入電力の炭素排出係数に係る委員会の審査について

購入電力の炭素排出係数が用いられている排出削減事業の承認等にあたっては、委員会内に設置された小規模電源導入等による代替系統電力排出係数ワーキンググループの報告「小規模電源の導入等により代替される系統電力の排出係数について（平成 21 年 8 月）」に基づき、委員会は、以下について審査を行うものとする。

(1) 限界電源炭素排出係数が適用されている場合

- ① 全電源炭素排出係数を適用した場合の排出削減量の試算結果より、CO2排出量が増大する可能性のある非効率な小規模電源の導入等がなされないこと
- ② 排出削減事業の規模が限界電源炭素排出係数の適用の前提である小規模なものであること

(2) 全電源炭素排出係数が適用されている場合

全電源炭素排出係数の適用が、排出削減事業者及び排出削減事業共同実施者からの申請に基づくものであること

国内クレジット認証委員会規程 第 4 号の 3

個々に独立した小規模な排出削減事業に対する バンドリングについて

「排出削減方法論について」の 3. (4) バンドリングに関し、委員会が別に定める基準・方法・手続は以下の通りとし、これらに合致するものとして委員会の承認を受けた排出削減事業は、その承認後においても、削減活動（バンドリングされる、個々に独立した小規模な排出削減事業¹をいう。以下、同じ。）を当該排出削減事業に随時追加してバンドリングすることができるものとする。このバンドリングを用いる排出削減事業を「プログラム型排出削減事業」という。

1. バンドリングの対象となる削減活動は、次に掲げる基準のいずれも満たすものであること。
 - (1) 「運営規則」第 4 章第 2 節 1. に定められる排出削減事業の要件①～④及びその他委員会が定める事項に合致するものであること。
 - (2) 適用する排出削減方法論、ベースライン設定及びモニタリング方法等について、削減活動全体で体系的に整理・把握可能なものであること。
 - (3) 他の排出削減事業において二重登録されていないものであること。
2. プログラム型排出削減事業は、次に掲げる方法により運営・管理されるものであること。
 - (1) 排出削減事業を適切に運営・管理できる体制を備えた者（以下、「運営・管理者」という。）により、運営・管理がなされるものであること。
 - (2) 運営・管理者は、排出削減事業の適切かつ円滑な実施のために必要となる、排出削減事業を構成する削減活動に関する情報を、記録・管理するものであること。
 - (3) 運営・管理者は、1. の基準に適合することの確認手順を定め、当該手順に従って 1. の基準への適合を確認し、適合が確認された削減活動をバンドリングするものであること。
 - (4) 運営・管理者は、削減活動より生じる国内クレジット収益の処分方法その他の事項について、削減活動を行う者の合意を得て、当該削減活動をバンドリングするものであること。

¹ 小規模な排出削減事業の目安は、排出削減量が年間 500t-CO₂ 以下とする。

3. プログラム型排出削減事業の承認申請ならびに排出削減量の認証申請は、以下の手続に従うこと。

- (1) 排出削減事業の承認申請ならびに排出削減量の認証申請は、当該排出削減事業を構成する削減活動を行う者との合意に基づいて、運営・管理者が行うこと。
- (2) 排出削減事業の承認申請に当たっては、運営・管理者によって実施される2.の方法を具体的に記載した排出削減事業計画及びバンドリングされる削減活動のうち典型的な削減活動（1つ以上）について、審査機関による審査を受けること。²
- (3) 排出削減量の認証申請に当たっては、審査機関による排出削減量の実績確認を定期的に受けること。

なお、これら基準・方法・手続に関し、排出削減事業計画の作成ならびに申請を円滑に行うことができるよう、必要に応じて、ガイドラインを策定する。

² 承認済みの排出削減事業の事業計画を変更して、本規程に定めるバンドリング手法を適用する場合、3.(3)の典型的な削減活動についての審査手続を省略することができるものとする。

国内クレジット認証委員会規程 第 4 号の 4

承認排出削減事業の変更に係る取扱いについて

国内クレジット認証委員会（以下、「委員会」という。）により承認された排出削減事業の計画内容において、承認後に変更が生じた場合、当該排出削減事業に係る排出削減事業者及び排出削減事業共同実施者は、遅滞なく、排出削減事業者・排出削減事業共同実施者の合意に基づいた変更を報告する書面（以下、「変更報告書面」という。）を、国内クレジット認証委員会事務局（以下、「事務局」という。）に提出する。この場合の取扱いについては以下の通りとする。

1. 排出削減事業の承認要件に関わらない形式的な変更が生じた場合

当面、以下の①、②に該当する変更に関しては、排出削減事業者及び排出削減事業共同実施者から提出された変更報告書面の内容について、事務局において確認したことをもって、所要の排出削減事業の変更がなされたものとみなす。事務局は変更内容について、取り纏めのうえ、委員会に報告するものとする。

- ①排出削減事業者の社名の変更（バウンダリの変更等の排出削減事業の実態に影響を与えるものを除く）
- ②排出削減事業共同実施者の変更（排出削減事業共同実施者の追加や、承認時に複数存在した場合の一部の排出削減事業共同実施者の変更を含む）

2. 上記以外の変更が生じた場合

(1) 排出削減事業の承認要件に関わらない軽微な変更であると登録審査機関等が認める場合は、排出削減事業者及び排出削減事業共同実施者は、登録審査機関等が作成した当該内容を説明する書面を変更報告書面とともに事務局に提出する。事務局は当該内容について委員会に報告するものとする。具体的な変更内容が当該変更該当するか否かについては、個別に事務局又は委員会において都度判断することとするが、当面は以下が該当するものとする。

- ①より実態に即したモニタリングを実施することを目的としたモニタリング指標の変更（ベースライン排出量算定の基礎となる考え方に影響がない場合のみ）
- ②購入電力の炭素排出係数の全電源方式から移行限界電源方式への変更

(2) 排出削減事業の承認要件に関わる重大な変更が生じた場合は、排出削減事業者は当該排出削減事業について、改めて登録審査機関等による審査を経て、委員会に対して承認申請を行わなければならない。当該申請に基づき、改めて委員会による承認がなされることをもって所要の排出削減事業の変更がなされたものとみなす。

国内クレジット認証委員会規程 第 4 号の 5

排出削減事業の承認等における 設備導入に係る補助金相当分の取扱いについて

国内クレジット制度（国内排出削減量認証制度）運営規則（平成 20 年 10 月 21 日施行）（以下「運営規則」という。）第 4 章第 2 節 2.（3）③に規定する排出削減事業の承認等における当該設備導入に係る補助金相当分の取扱いについては、以下のとおりとする。

1. 追加性の判断

追加性の判断の際の指標である投資回収年数の算定に当たっては、排出削減事業者が排出削減事業の設備導入のために国又は地方自治体から補助金を受けている場合、設備投資額から補助金の額を差し引いて算定することとする。

2. 国内クレジットの認証

国内クレジットの認証に当たっては、排出削減事業者が排出削減事業の設備導入のために国又は地方自治体から補助金を受けている場合であっても、排出削減量から補助金の補助割合を減じることなく、排出削減量の全量を国内クレジットとして認証することとする。

ただし、承認排出削減事業については、排出削減事業者等から国内クレジット認証申請時に補助金相当分を減じて認証を受けたい旨の申請があった場合、補助金相当分を減じて国内クレジットの認証を行うこととする。

国内クレジット認証委員会規程 第 4 号の 6

バンドリングによる排出削減事業のモニタリングにおける サンプリング手法に関する考え方について

バンドリングによる排出削減事業のモニタリングにおいてサンプリング手法を適用する場合、京都メカニズムクレジット（小規模 CDM）におけるサンプリング手法の考え方等を踏まえ、以下の 1～4 の基準・手続に従うものとする。

1. 以下の（１）、（２）の手順により、適切なサンプル抽出法¹を選択すること。
その際、当該抽出法の利用が妥当であることの合理的な説明ができること。
 - （１）モニタリング対象の地理的範囲・時間的範囲、導入する設備の特性及びその能力・利用形態の範囲、事業内容等様々な要因を踏まえて必要となる項目等の考慮すべき母集団の特性を特定する。
 - （２）特定した母集団の特性を踏まえ、サンプリング実施に係る労力や費用等を勘案し、サンプル抽出法を選択する。
2. サンプリングの精度として、90%信頼区間かつ標本誤差±10%を満たすこと。
3. サンプル数の評価式として、別紙の評価式を利用すること。また、適用するサンプル抽出法により、その他の評価式を使用することが適当であり、かつ当該評価式を使用することが妥当であることの合理的な説明ができる場合においてはその限りではない。なお、サンプル数の評価上で必要となる母集団の分散の推定値が不明である場合は、母集団の分散が最大となる分布形状を想定する等により、保守的にサンプル数を評価する必要がある。

¹ 小規模 CDM では、代表的なサンプル抽出法として、①単純無作為抽出法、②系統抽出法、③層化無作為抽出法、④多段抽出法、⑤集落抽出法が例示されている。

4. 排出削減事業計画において、以下の項目①～⑦を含むサンプリング計画を記載すること。

- ①サンプリングの目的
- ②収集データ及び実測対象
- ③母集団の構成・リスト及びその特性
- ④適用するサンプル抽出法と当該抽出法の利用が妥当であることの合理的な説明
- ⑤サンプル数（評価式を含む）
- ⑥データ収集・管理・分析方法及び非標本誤差への対応方法²
- ⑦実施方法（スケジュール、対応者等）

5. 排出削減実績報告書において、以下の項目①～⑥を含むサンプリング報告を記載すること。

- ①収集データ及び実測対象
- ②母集団の構成・リスト
- ③適用したサンプル抽出法
- ④サンプル数（評価式を含む）
- ⑤データ収集・管理・分析方法及び非標本誤差への対応方法
- ⑥実施方法（スケジュール、対応者等）

なお、これら基準・方法・手続に関し、排出削減計画の作成及び申請、審査機関における審査を円滑に行うことができるよう、必要に応じて、ガイドライン等の整備を行うものとする。

² 非標本誤差への対応方法の例として、①不回答や誤回答に備えて多めにサンプリングを行う、②一定の割引率を適用する、③不回答や誤回答の分だけ別途サンプルを取り直す等がある。なお、誤回答とは①モニタリング方法の誤り、②計量器の故障等による計量器の指示値の誤り、③計量器の読み取り、数値の記載・転記・計算の誤り等である。

サンプル数の評価式

サンプル数は次式で評価することができる。

$$n \geq \frac{N}{\left(\frac{CI}{2k}\right)^2 \frac{N-1}{s^2} + 1} \quad (\text{式 1})$$

ここで、n: サンプル数

N: 母数（母集団又は各階層の全排出削減事業所数等）

k: 正規分布の棄却限界値（90%信頼区間の場合、1.65）

CI: 標本誤差（標本誤差±10%の場合、0.2）

s²: 母集団又は階層の分散の推定値（平均値を1として規格化した分散）

<参考>

(1) 母集団の分散が不明な場合

母集団の分散が大きいほど、多くのサンプル数が必要となるため、保守的に母集団の分散が最大となる分布形状を想定して、サンプル数を推定することが考えられる。

例えば、太陽光発電設備の導入事業において、測定パラメータである単位容量当たりの太陽光発電量／売電量には上限（年間稼働率＝1の場合（夜間に発電することはないため、実際の上限は更に低い）、ここでは保守的に1とする）と下限（年間稼働率＝0の場合）が存在するため、計測値が上限値／下限値のいずれか一方のみをとるような分布（2項分布）をとる場合が最も分散が大きい。

2項分布を想定し、90%信頼区間で標本誤差±10%とした場合には、式1は以下のように変形できる。

$$n = \frac{N}{\left(\frac{0.2}{2 \times 1.65}\right)^2 \frac{N-1}{\hat{P}(1-\hat{P})} + 1} \geq \frac{N}{\left(\frac{0.2}{2 \times 1.65}\right)^2 \frac{N-1}{0.25} + 1}$$

ここで、 \hat{P} : 母集団の平均値（分布を0～1の範囲に規格化した場合の平均）、

$\hat{P} = 0.5$ のとき2項分布の分散は最大値をとる。

(2) 母集団の分散が推定できる場合

サンプリングを実施する時点までには、例えば、事前のフィールドテストや一定期間の全数モニタリング等による計測結果から、母集団の分布形状や分散に関する情報を把握できた場合には、そのデータを活用してサンプル数を決定することが考えられる。

90%信頼区間で標本誤差±10%とした場合に必要なサンプル数は、以下のとおりである。

$$n = \frac{N}{\left(\frac{0.2}{2 \times 1.65}\right)^2 \frac{N-1}{s^2} + 1}$$

上式に本事業での計測結果に基づくs²(母集団の分散の推定値(平均値を1として規格化した分散)、計測実績値の不変分散として算定)、母集団数Nを適用することにより必要なサンプル数を決定することができる。

国内クレジット認証委員会規程 第 5 号

承認排出削減事業及び実績報告書等の情報の公開について

1. 委員会の承認を受けた排出削減事業（承認排出削減事業）については、運営規則に基づいて、その内容に関する情報を遅滞なく公開する必要がある。
2. 承認排出削減事業の内容に関する情報としては、国内クレジット制度ホームページにおいて、原則、以下の資料の内容について所要の公開を行うこととする。
 - ・ 排出削減事業計画
 - ・ 審査結果概要書

ただし、上記の資料の内容のうち、下記の情報については原則公開しないこととする。

- (1) 事業者の連絡先及び担当者名その他の個人情報
- (2) 事業者の競争上の地位その他の権利又は利益（第三者のものも含む）を害すると考えられる情報
- (3) 上記（1）、（2）のほか、事業者から非公開との前提で提供を受けた情報

3. 具体的に、2.（1）又は（2）に該当すると考えられる排出削減事業計画の項目（非公開の範囲）は、以下のとおり。

- (1) 排出削減事業者の情報【排出削減事業計画 1】
事業者の連絡先及び担当者名その他の個人情報が記載されている。
- (2) 排出削減事業の概要
 - ① 排出削減事業に関わる設備（詳細）【排出削減事業計画 2. 4】
導入設備の具体的型番が記載されており、これにより生産規模、生産能力等が推定されるおそれがある。

(3) 温室効果ガス排出削減量の算定

① 補助金に関する情報【排出削減事業計画 6. 8. 2】

② 投資回収に関する情報（投資回収年数以外の設備投資額等）【排出削減事業計画 6. 8. 3】

補助金額、設備投資額、エネルギーコスト等が記載されており、これらにより、生産規模、生産能力等が推定されるおそれがある。

(4) 省エネルギー量の予測

詳細なエネルギー種別の使用予測量、削減予測量等が、排出削減事業に係る参考情報として、記載されており、これらにより生産規模、生産能力等が推定されるおそれがある。

この他、2. (3) に該当するものについては、個々の情報ごとにその必要性を確認の上、同様の扱いとする。

なお、国内クレジットの認証に係る排出削減実績報告書、実績確認概要書等の取扱いも上記に準ずる。

国内クレジット認証委員会規程 第 6 号

国内クレジットの認証における確認事項

国内クレジット制度運営規則における国内クレジット認証の要件（1～4）に関し、それぞれを満たすための要確認項目として、以下について審査機関及び事務局において個別に確認を実施。

1. 排出削減量が承認排出削減事業計画に従って当該計画を実施した結果生じていること
 - (1) 排出削減量は、承認排出削減事業計画通りの設備が導入されていること
 - (2) 導入設備が実績報告期間において稼働していること
 - (3) 事業開始日は承認排出削減事業計画通りであること
 - (4) その他、排出削減事業計画に重大な変更がなされていないこと

2. 排出削減量が承認排出削減方法論及び承認排出削減事業計画に従って算定されていること
 - (1) モニタリングに係る確認
 - ① モニタリング方法が方法論及び承認排出削減事業計画に沿って実施されていること
 - ② エネルギー使用量その他の計測値の記録・保存が適切になされており、正確に集計されていること

 - (2) 算定方法に係る確認
 - ① 排出削減量の算定式及び使用されている単位発熱量、排出係数等が方法論及び承認排出削減事業計画通りであること
 - ② 排出削減量の算定結果が正確であること

 - (3) その他、排出削減量の算定において重大な変更がないこと

3. 審査機関又は審査員の実績確認を受けていること

4. 排出削減量を算定した期間が、平成 25 年 3 月 31 日を超えないこと

国内クレジット認証委員会規程 第 7 号

国内クレジットの管理について

1. 目的

本規程は、国内クレジット運営規則（以下「運営規則」という。）第 6 章に基づき、国内クレジット制度における国内クレジットの管理に関して必要な事項を定めることを目的とする。

2. 国内クレジット管理システム

- (1) 国内クレジット管理システム（以下「管理システム」という。）は、国内クレジットを管理・記録するためのシステムをいう。
- (2) 管理システムにおいては、次に掲げる区分の口座を設ける。
 - ① 保有口座：国内クレジット保有者の口座
 - ② 償却口座：国内クレジット保有者の償却した国内クレジットを管理する口座
 - ③ 取消口座：国内クレジット保有者の取り消した国内クレジットを管理する口座
- (3) 償却口座と取消口座をあわせて無効化管理口座という。
- (4) 口座に記録される国内クレジットは、1 トン単位で識別番号を付与する。
- (5) 管理システムは、国内クレジットの記録に関する全部又は一部を電磁的記録で作成することとする。

3. 保有口座の開設・記録事項

- (1) 国内クレジット認証委員会（以下「委員会」という。）は、国内クレジット保有予定者から委員会が定める申請書に基づき保有口座の開設の申請があった場合、保有口座を開設し、一意の口座番号を付与する。
- (2) 保有口座には、次に掲げる事項を記録する。（必要に応じ、保有口座を開設する事業者について、登記簿謄本等所要の資料により確認を行う。）
 - ① 保有口座名義人の名称、代表者の役職・氏名等、保有口座名義人に関する事項
 - ② 保有する国内クレジットの識別番号

4. 国内クレジットの管理

委員会は、国内クレジットを認証した場合、当該クレジットに係る保有者、その量、認証を受けた日等を管理システムに記録する。

5. 国内クレジットの保有者の変更

委員会は、国内クレジット保有者から委員会が定める申請書に基づき国内クレジットの移転申請があった場合、当該国内クレジットの移転に関する事項を管理システムに記録する。

6. 国内クレジットの償却・取消

(1) 委員会は、保有口座名義人から委員会が定める申請書に基づき国内クレジットの償却・取消の申請があった場合、当該国内クレジットの償却・取消に関する事項を管理システムに記録する。

(2) 償却とは、委員会が、自主行動計画の目標達成等特定の目的に用いられる国内クレジットを無効化管理口座に移転することをいう。

(3) 取消とは、委員会が、償却以外の場合に国内クレジットを無効化管理口座に移転することをいう。

7. 保有口座の開設等の承認・通知

本規程に定める保有口座の開設、国内クレジットの保有者の変更、国内クレジットの償却・取消の承認及び通知については事務局が行い、その結果について委員会に報告するものとする。

8. 事務の取り扱い

本規程に定める委員会の行う事務については、事務局において取り扱うものとする。